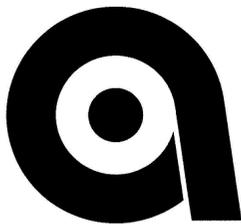


日本マッサージ新報

平成22年9月1日（水曜日） 第62号



社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発行

社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会
編集人・発行人：時任基清
〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2
日本盲人福祉センター内
電話：03-3200-0031
振替口座：00140-7-122100

目次

日マ会会長挨拶	2
公益法人認定申請検討委員会現況報告	3
杉山遺徳顕彰会暮金にご協力をお願い	6
無資格違法類似業者一掃運動にご協力	6
EBM(根拠に基礎を置く医療)にご注意を	7
あはき等業界をめぐる話題(点字JBニュース等から)	8
編集後記	28

公益社団認定申請準備も着々

会 長 ときとう 時 任 もときよ 基 清

平成20年12月1日から、社団法人と財団法人は暫定的に、特例民法法人となり、平成25年11月末日迄に「公益」又は「一般」社団・財団のいずれかを選択・申請し、認可されなければ解散が命じられます。本会は公益認定の為、委員会を設け、申請準備中ですが、ハードルが非常に高く、おいそれと申請、認定に漕ぎ着けられるか？心許ない状況です。条件を整備し、申請、認定を受けなければなりません。この件は横川副会長から詳しく報告します。

次に、政権交替が実現し、新施策が実施されました。参院選で民主党が大敗し、ねじれ国会となりました。今後、あはき問題や障害者問題がどうなるのか？目が離せません。いずれにしても、我々は国民の保健衛生を担う業者団体です。その点に足を踏まえれば、いかなる問題も解決し得るでしょう。我々が国民の為の職種だということを再確認し、前進しようではありませんか！

公益法人認定申請検討委員会現況報告

副会長 よこかわ 横川 すみお 純夫

はじめに

平成20年12月1日、公益法人関連三法（公益法人法）が施行され、新しい公益法人制度がスタートしました。この制度への対応の為、平成20年4月11日、新公益会計基準（平成20年規準）が定められました。

社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会は従来、公益法人として活動してきましたが、上記の法改正に伴い、平成20年12月1日から特例民法法人になり、平成25年11月末日迄に活動の目的、事業内容等を決定し、公益認定申請手続を完了し、認定を受けなければなりません。

I. 今後の選択肢

1. 従来の社団法人としての基準を満たす組織改革を行なう。
2. 一般社団法人へ移行する。
3. NPO 法人などに転換する。
4. 他の法人と合併し、基準を満たす。

等々が考えられます。期間内に対応しなければ、自動的に解散となります。

II. 本会の対応

本会は当然、公益法人認定を受けるべく、委員会を立ち上げ、第1回、平成20年11月12日から、第17回、平成22年8月24日、の会合を数えます。

委員会の状況は以下の通りです。

1. 委員会の勧め方

第一段階、現状の把握

第二段階、新基準の確認と刷り合わせ

第三段階、第二の結果による定款の目的、事業内容、諸規定、会計
規準等の新旧比較

第四段階、申請認定第一次原案の策定

第五段階、原案を会員（理事等）や関係省庁に確認

第六段階、認定申請原案を機関決定

第七段階、内閣府認定委員会に申請

のスケジュールが想定されます。

2. 新規準の内容

①公益事業が主な目的（事業比率50%以上）

②事業に必要な経理的基礎と技術的能力

③収支相償（収入が事業を行なうに足る適正額）

3. 公益の範囲

公益とは、認定法第2条第4項第1～23号に明記され、事業計画時にどれに該当するかを判断、事業執行後、適正な収支報告を行なうものです。又、会計処理で経費、資産の償却に、みなし費用の計上が詳細の基準の下、認められています。

みなし費用とは、役員、裏方のボランティアなど、労役に対し、現金支払いが無くても経費として計上可能で、資産の償却で公益事業に按分計上できるものです。

4. 現状

現在は第三と第四段階を行きつ戻りつ状態です。

5. 検討内容

今回の法改正は高度成長後、低迷期の日本経済、政治の混乱、先行き不明感が拭えず、様々な制度変革の中、今迄に無い大変革を狙ったものです。国際的にも刻々と変化する政治、経済的激動の流れに抵抗できなくとも、日々の対応に追い付かねばなりません。

活動内容の表現にも一定の基準が求められます。社会と会員に対しても透明性を求められていて、説明の為の文書作成作業量も馬鹿に出来ません。委員会7回目頃、事務管理体制を見直す必要から、3回の事務連絡会議も持ち、作業分担も行ないましたが、事業内容と会計の整合性や、規定とのチェックは単純な文書作成と異なり、高い専門性が求められ、簡単には行きません。もどかしさとの戦いです。手慣れた日常業務とは比較にならない非効率さも感じられます。激務の中でも熱意を切らしてはならないでしょう。おわりに（会員の皆様へのお願い）

第六段階、機関決定迄、様々な負担とお願いをする事になりましょう。皆様からは決まった事をスピーディーにとの意見もありましょう。諸先輩の築いた組織を発展させるチャンスとなるよう共にがんばりましょう。どうぞ宜しくお願いし、中間報告と致します。

<杉山遺徳顕彰会暮金にご協力のお願ひ>

以前にお知らせした通り、本年は杉山和一関東総検校生誕四百年に当たり、標記遺徳顕彰会では記念事業の一環として四百年の古文書など貴重な文化遺産を保存し、展示する記念館建設を計画し、一口五千円の寄付を募っています。顕彰会では「幾口でも、又、五千円に達しない金額でも結構なので、是非一人でも多くの方のご協力をお願いしたい」と言っています。問合せ、振替用紙等申し込み先は下記の通りです

財団法人杉山遺徳顕彰会事務局（鹿浜明信）

電話03-3899-2383番

敬神歴（こよみ）頒布

上記杉山遺徳顕彰会では例年の通り「平成23年敬神歴」を印刷・頒布しています。価格は一部千円のところ、日マ会会員は五百円です。申込先は上記と同じ、財団法人杉山遺徳顕彰会事務局（鹿浜）です。

<無資格違法類似業者一掃運動にご協力を！>

日マ会と日盲連あはき協議会は、あはき等法推進協議会加盟七団体と共に、標記の一掃運動展開中ですが、皆様の所属する日マ会支部等で行なっている「ビラ撒き運動」等に是非ご参加下さい。

因みに、本会東京都支部、東京都あん摩マッサージ指圧師会と社団法人東京都盲人福祉協会職業部では本年9月19日（日曜）午前10時～正午、日本一旅行客の多い新宿駅（西口、小田急ハルク前）で一掃運動のビラ撒きを行ないました。

<EBM(根拠に基礎を置く医療)にご注意を!>

昭和20年代末頃から医療界では、プラシボ（偽薬）と薬品との効果をダブルブラインドメソッド（二重盲検法、つまり、検査に当たる医師にも薬品の真贋を知らせずに調べる）を行ない、その結果を推計学的に処理し、例えば「この薬は有効」の結論が5%又は、1%の危険率（結論が誤っている可能性）に於いて結論できるかを問題としていました。

今や我々鍼灸マッサージ施術の効果についても、（実際には盲検法を行なうことは無理としても）調査グループと、コントロール（対象とするグループ）とを比較し、推計学的処理を加えなければ信用されない状況です。

例えば「座骨神経通の鍼灸施術法」についても、全く同じ方法で行なったグループと、施術を行なわなかったグループとの改善状況を客観的に比較し「この方法で行なえば、誰が行なっても、同様の効果が上がる」となれば、これをエビデンス（根拠）として堂々と世間に押し出して行ける訳です。

以前、鍼を「やった、治った、だから効いた（いわゆる三た治療）」で学会報告を押し通せた時代とは全く異なっているのです。

この周辺の話は「代替医療のトリック」という書物に詳しいのですが、日盲連点字図書館では間もなく音訳書として貸し出される模様です。ご期待下さい。

<あはき等業界をめぐる話題(点字JBニュース等から)>

・ ・ 大分盲協が「ヘルスキーパー普及啓発事業」 ・ ・

大分県盲人協会（衛藤良憲会長）は、大分県が実施する「緊急雇用創出事業」の内「緊急雇用ヘルスキーパー普及啓発事業」の委託を受け、障害者の新たな就業支援に取り組み、県内企業を対象に、ヘルスキーパー導入のメリットや、障害者雇用納付金制度についての普及啓発活動を進めた。「緊急雇用創出事業」とは厚生労働省から交付された「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」に基づき、都道府県が基金を造成、離職を余儀なくされた非正規労働者等に、次の雇用迄の短期雇用・就業機会を創出する事業を計画し、都道府県や市町村が直接、又は民間に委託して実施するもの。

事業規模は、4,500億円（一般会計）。厚労省は雇用失業情勢の悪化を受け、そのうち3,000億円を、平成21年度補正予算により拡充する。積極的な活用が求められる分野は、介護、農林水産、環境、観光分野。雇用・就業期間は、介護分野が原則1年以内（介護福祉士資格取得を目指す目的の事業は更新1回可）、介護分野以外が原則6か月以内（更新1回可）。尚、都道府県ごとの基金事業に係るリンク先一覧が、厚労省の同事業サイト（http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou3/link_ichiran.html）に掲載されている。（点字JBニュース平成22年1月8日号より）

・ ・ 鍼治療直後女性死亡・無資格の男性が施術 ・ ・

大阪府池田市の鍼灸院で2009年12月、患者の女性（当時54才）が鍼治療を受けた直後に死亡した事件で、施術を担当した20代の男性柔道整復師が、鍼師の資格を取得していないことが1月15日、大阪府警視庁捜査1課への取材で分かった。女性の肺に複数の穴があいていたこと、この柔整師は当時、鍼師の国家資格を取る為医療専門学校に通っていたが、事故の約半年前から女性に鍼治療をしていたことも新たに判明。同院の院長も無資格と認識していた。同課は業務上過失致死などの疑いで関係者から事情を聴いている。同課によると、事件は昨年12月15日に発生。女性は背中など全身の鍼治療を受けた後、容体が急変、翌16日、死亡した。死因は呼吸困難による窒息死。同課は施術中のミスが原因で女性が死亡した疑いがあると見て調べている。

鍼灸やマッサージは、医師以外が無資格で施術することは違法。無資格者の施術が疑われる場合、都道府県が立ち入り検査を行なうが、大阪府では年間数十件程度の行政指導を行なっているという。社団法人「全日本鍼灸マッサージ師会」（東京）の担当者は「患者自身も施術者に資格があるかどうか注意して欲しい」と呼び掛けている。（点字JBニュース平成22年1月18日号より）

・ ・ 大阪鍼治療後死亡・業務上過失致死容疑で二人逮捕 ・ ・

上記の大阪府池田市の鍼灸院で2009年12月、患者の女性が鍼治療を受けた直後に死亡した事件で、大阪府警視庁は23日迄に、メイプル鍼灸整骨院（同府箕面市）元副院長、岡村祐樹容疑者（26）を業務上過失致死などの疑いで逮捕した。又、同鍼灸整骨院の経営者、吉田起祥容疑者（37）について、無免許の岡村容疑者に鍼治療をさせた疑いで、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師等に関する法律（無免許営業）違反容疑で逮捕した。鍼灸師などの業界団体によると、鍼治療中の重大事故の報告はほとんど無く、今回のように死亡した事例は稀と言う。女性が死亡したメイプル鍼灸整骨院は、無免許で長期間に亘って患者に鍼治療を施していた疑いが持たれており、悪質性は際立っている。社団法人日本鍼灸師会は、ホームページに事故防止策を掲載。会員の鍼灸院に対し、診療室に鍼灸免許を掲示して国家資格があることを明確にするよう指導した。又、患者に対しては「免許が掲示されていない場合は、院長や従業員が免許を持っているかを尋ねて欲しい」と呼びかけている。（点字JBニュース平成22年2月24日、水曜号より）

・・はり治療死亡初公判 元副院長の共謀を否認・・

大阪府池田市の「メイプル鍼灸整骨院」で女性患者が無免許の施術者に鍼治療を受けた直後に死亡した事件で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律違反（無免許営業）の罪に問われた同院経営者、吉田起祥被告（37）の初公判が28日、大阪地裁で開かれた。業務上過失致死罪に問われた元同院副院長の岡村祐樹被告（26）と共謀して女性に鍼を施術したとされる起訴内容について「（岡村被告が）無免許とは知っていたが、鍼治療をしているとは知らなかった」と否認した（点字JBニュース平成22年4月30日、金曜号より）

・・光友会前理事長を偲ぶ会に800人が参列・・・

平成21年11月28日、脳梗塞等の為、77才で逝去した、神奈川県藤沢市の社会福祉法人光友会（湘南希望の郷等、数か所の施設で職員300名、利用者500名）の元理事長、五十嵐光雄氏を偲ぶ会が平成22年1月30日、藤沢市斎場で約800名が参列して行なわれた。午前11時、開会に当たり、法人の現理事長・小野康夫氏の式辞、衆議院議員・阿部知子氏の弔辞に続いて、横浜訓盲院施設長・今村鎮夫氏、日本盲人会連合副会長・時任基清氏、愛光理事長・法澤奉典氏が、子供時代、学生・教員時代、福祉運動時代の思い出を交々述べ、最後に現光友会専務理事で妻の五十嵐紀子氏から謝辞があり、参列者が献花を行なった。

故五十嵐氏は昭和7年生まれ。小学4年で失明後、横浜訓盲学院、神奈川県立平塚盲学校、東京教育大学附属盲学校、東京教育大学特設教員養成部を経て教員となり、北海道札幌盲学校、神奈川県立平塚盲学校、横浜市立盲学校で教鞭を取った後、早期退職し、社会福祉法人光友会を立ち上げ、事業を年々拡大して来た。参列者らは口々に、氏の事業に掛ける熱意と、ユーモアあふれる人柄について語り合っていた。(点字JBニュース平成22年2月4日、木曜号より)

・ ・ 茨城県視障協などカイロ養成校開設反対運動 ・ ・ ・

茨城県視覚障害者協会、茨城県鍼灸マッサージ師会、茨城県視覚障害者の生活と権利を守る会ほか関係4団体は、茨城県内で「リリーヒューマンアカデミー学院カイロプラクティック学科」開設の動きが察知されたとして開設反対協議会を結成、会長に本多操・茨城県視覚障害者協会会長を選出した。同協議会は17日、学校側に出向いて開設中止の要請を行なうとともに、県及び関係機関に対し、開設反対についての支援等を求める要請を行なった。(点字JBニュース平成22年2月22日月曜号より)

・ ・ 第5回あはき等法推進協 全鍼師会会館で ・ ・ ・

関係7団体で構成する、あはき等法推進協議会（代表・杉田久雄全鍼師会会長）の平成21年度第5回会合が2月18日、東京・四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連あはき協、渡辺哲宏副会長、須藤平八郎委員、日マ会、時任基清会長、鈴木孝雄理事の他、加盟各団体代表が出席した。報告・協議された主な事項は（1）業界を揺るがすタイスパセラピスト上陸問題は当面3年先送り、又、中国でタイスパ学校ができたが、この好結果は推進協の一致行動が奏功したもの（2）鳥取では有資格者、柔整師のカイロ・整体は所得税医療費控除に認めており、「柔整はカイロ整体の資格」と国税庁は考え、文書に載っている（日本海新聞情報）が、所得税法施行令、柔整法のどこにも「カイロ、整体は柔整の業務」とはされておらず、柔整師の客集めだ（3）厚労省ホームページに、柔整の骨折・脱臼施術は医師の同意書が必要なこと、鍼灸マッサージの保険施術も掲載されている（4）今後、公益法人には一職種に5代以上、官僚の天下りは認められない（5）統合医療推進の団体は、鍼灸マッサージ・柔整だけでなく、療術、整体、カイロをも含む考え方なので、対応は難しい（6）大阪の無資格者による鍼の気胸死亡事故は、あはき等施術は危険なので免許が必要との理論的根拠になるが、有資格者でも事故を起こし得るので、賠償責任保険の重要性がある（7）全国保険医協会はアンケート調査の結果、柔整の打撲・捻挫の保険請求が余りに多額なのはおかしいと訴えている

(8) マッサージ等将来研究会のホームページは加盟6団体間で協議(9) あはき法制定60周年厚労大臣表彰を要求しなかったため、65年に受けられるよう運動(10) 財団法人国際医療技術交流財団は従来、全鍼、日鍼、日マから評議員を出したが、公益財団移行に併せて変更するよう申し入れがあった(11) 今後推進協として、医師法第5条の2の規定同様、財団のホームページであはき師の名簿を登載できるよう、法改正運動をする件は継続協議(12) 学校協会は、帝京短大柔整科卒業生が帝京平成大学鍼灸科3年に編入を認められる件が明白に法違反であることを文科省、厚労省、帝京平成大学に申し入れたが、推進協名を以て再度要望書を発する(13) マッサージマニュアルセラピーガイドラインは、英文訳すると共にソウルでのWBUAPマッサージセミナーで報告する。次回平成22年度第1回会合は、4月22日(木)午後2時からの予定。(点字JBニュース 平成22年2月24日、水曜号より)

・ ・ あはき推進協代表が消費者庁を訪問 ・ ・

日盲連、笹川会長、日マ会、時任会長など、あはき等法推進協議会の代表団は3月29日、東京永田町の消費者庁を訪れ、無資格違法類似業者を養成している学校等が「厚生労働大臣認可〇〇共同組合、〇〇療術学校、卒業後、認定書が受けられる」などと、恰かも厚生労働大臣免許が受けられるかのような広告があるのは「誤解を生ずる紛らわしい広告に当たる」と交渉した。

消費者庁の回答は「本庁は消費者の訴えにより被害が出ないよう行動するので、業者団体の申し入れには応じられない」というもの。全くの門前払いであった。推進協は、厚生労働省医事課が「これは、本課が処理すべき問題」としているとの情報を手掛りに、厚労省に引き続き交渉する予定。

・ ・ あはき推進協第1回会合が四谷で ・ ・

あはき等法推進協議会の平成22年度第1回会合が4月22日、東京四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連あはき協、須藤委員、日マ会、時任会長、笹原理事など、加盟団体を代表する委員が出席した。席上、報告・協議された主な事項は（1）3月29日、無資格違法類似業者の誇大広告について申し入れた消費者庁では「厚生労働省に問い合わせたところ、それは本省が扱うべき問題だ」と言われたとして門前払い状態だったことから、今後、厚労省に強力に運動する（2）4月4日、保険推進協では「鍼灸マッサージを考える国会議員の会」に、健保療養費単価引き上げ陳情を行なったが、出席議員からは「無資格者対策として、施術所に保健所の施術所開設届受理証明書を掲示しては？」などの意見があった（3）日鍼会の鍼灸功労者に対する厚生労働大臣表彰申請が「法制定からの年度節目で申請せよ」と突き返されたことから、法制定65年に当たる平成24年に向けて運動してはどうかとの意見があり、今後の検討事項とする

(4) WHOマニュアルセラピーガイドラインは、5月にソウルで開催のWBUPマッサージセミナーに報告する。などであった。次回、第2回会合は6月3日(木)の予定(点字JBニュース 平成22年4月28日、水曜号より)

・ ・ あはき推進協が今年度第2回会合 ・ ・

あはき等法推進協議会の今年度第2回会合が6月3日、東京・四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連あはき協議会、小川幹雄会長、渡辺副会長、須藤委員、日マ会、時任会長、笹原理事、鈴木理事の他、各加盟団体を代表する委員が出席した。席上報告・協議された主な事項は(1)杉山和一が発明した管鍼法を世界遺産に登録する(2)柔道整復師の業務範囲は骨折・脱臼・打撲・捻挫に限られ、肩こり、腰痛などは入らない、などであった。(点字JBニュース平成22年6月8日、火曜号より)

・ ・ 保険推進協4会長会が南大塚で ・ ・ ・

ほぼ月例で行なわれている鍼灸マッサージ保険推進協議会(代表・相馬日鍼会会長)の4会長会議が2月24日、東京・南大塚の日鍼会会館で開かれ、日盲連、笹川会長、日マ会、時任会長、全鍼師会、杉田会長、日鍼会、相馬会長など関係者が出席した。席上、政権党が交代した状況下、今後、健保鍼灸マッサージの条件改善運動をどのように進めるか、又、平成22年が診療報酬改訂期に当たることから、保険施術の料金単価改善や、条件改善についてどう要求して行くか、などが話し合われた。

次回会合は年度が変わった4月1日の予定。(点字JBニュース平成22年2月25日、木曜号より)

・ ・ 保険推進協4会長会が南大塚で開催 ・ ・

鍼灸マッサージ保険推進協議会の4会長会が4月1日、東京・南大塚の日鍼会会館で開かれ、日盲連、笹川会長、日マ会、時任会長、全鍼師会、杉田会長、日鍼会、相馬会長など関係者が出席した。席上、今年6月に予定されている鍼灸マッサージ療養費単価改訂に向けて、鍼灸マッサージを考える国会議員の会及び、厚生労働省保険局医療課に提出する要望書案などについて協議した(点字JBニュース平成22年4月14日、水曜号より)

・ ・ 保険推進協代表が厚労省保険局課長に陳情 ・ ・

日盲連、笹川会長、日マ会、時任会長、全鍼師会、杉田会長、日鍼会、相馬会長と関係者など鍼灸マッサージ保険推進協議会の代表団は4月14日、東京霞が関の厚生労働省を訪ね、佐藤敏信保険局医療課長に、今年6月改訂の鍼灸マッサージ健康保険療養費単価について交々陳情した。課長には、協議会側の要望を真剣に聴いてもらえたものと参加者らは感じていた(点字JBニュース平成22年4月21日、水曜号より)

・ ・ 保険推進協 4 会長会が南大塚で ・ ・

鍼灸マッサージ保険推進協議会の4会長会が6月23日、東京・南大塚の日本鍼灸師会会館で開かれ、日盲連、笹川会長、日マ会、時任会長、全鍼師会、杉田会長、日鍼会、相馬会長ら関係者が出席した。席上、報告・協議された主な事項は（1）政権交代により、鍼灸マッサージ保険施術の発展の舵取りが難しくなっている（2）6月1日から鍼灸マッサージ保険施術単価が変更されたが、療養費支給申請書新様式は8月以後から採用される見込み（3）健康保険に続いて変更される予定の生保（医療扶助）と労災保険の鍼灸マッサージ施術料単価については改めて「要望書」を提出する（4）平成13、4年頃出発した保険推進協の運動がそれなりの効果を上げ得たのは、4団体が一致して運動・行動したことによる、などであった。次回会合は8月25日（水）開催（点字JBニュース平成22年6月24日、木曜号より）

・ ・ 療養費払い施術料金改定6月1日施術分から ・ ・

厚生労働省は今年4月からの診療報酬改定に伴い、鍼灸マッサージの健保療養費払い施術料金について改定を行ない、6月1日以降の施術分から適用することとして、次の通り各都道府県担当部局に通知した。

改定率は平成22年度診療報酬改定における医科外来の改定率が0.31%であったことを踏まえ、プラス0.15%とした。
(以下、カッコ内は現行料金)

《1》鍼灸

※鍼又は、灸1術の場合、1回につき1,195円（現行通り）

初回のみ2,600円（2,330円）

併せて電気針等を使用した場合、1回につき1,225円（現行通り）

初回のみ2,630円（2,360円）

※鍼灸2術併用の場合、1回につき1,495円（現行通り）

初回のみ2,950円（2,680円）

併せて電気針等を使用した場合、1回につき1,525円（現行通り）

初回のみ2,980円（2,710円）

往療料は、1,860円（現行通り）

《2》マッサージ

※1局所につき260円（255円）

温罨法を併せて行なった場合1回につき70円加算（現行通り）

温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合100円（現行通り）

変形徒手矯正術1肢につき535円（530円）

往療料は鍼灸と同様(点字J Bニュース平成22年5月19日、水曜日号より)

・ ・ 柔道整復師専門学校、無資格講師10人授業 ・ ・

国家資格の柔道整復師を養成する静岡医療学園専門学校（静岡市駿河区、赤羽勝雄校長）が2004～07年度にかけ、講師資格の無い約10人に授業を担当させていたことが3月8日迄に、厚生労働省東海北陸厚生局の調査で分かった。

同厚生局は週内にも立ち入り調査して詳しく調べる。卒業生約145人に補講が必要で、約150～500時間に上る見通しという（点字JBニュース平成22年3月9日、火曜号より）

・ ・ 日マ会が平成21年度第2回理事会開催 ・ ・

日本あん摩マッサージ指圧師会の平成21年度第2回理事会が3月16日、東京・西早稲田の日本盲人福祉センターで開かれ、正副会長と各理事が出席した。報告・承認、協議・決定された主な事項は次の通り。(1)平成21年度事業・会計中間報告承認(2)平成22年度事業計画、運動方針、予算(3)役員改選準備(4)公益社団法人認定申請に関係(5)その他、日マ会ホームページ作成。損害賠償保険・保険料払込システム作成。などであった。

平成22年度第1回理事会、定期代議員会、及び定期総会は平成22年5月28日(金)に開催予定(点字JBニュース平成22年3月17日、水曜号より)

・ ・ 日マ会理事会・代議員会・総会が東京で ・ ・

日本あん摩マッサージ指圧師会の今年度第1回理事会、定期代議員会、定期総会が平成22年5月28日、東京・西早稲田の日本盲人福祉センターで開かれた。理事会では平成21年度事業・決算・監査報告承認。役員改選期に当たるのでこの準備につき話し合った他、公益社団法人申請へ向けての準備状況を審議した。

代議員会及び総会では、平成21年度事業・決算・監査報告承認、平成22年度事業計画・予算決定、役員改選では、監事を片石修三氏から岡元満氏に変更した以外、現体制を継続することに決定した（点字JBニュース平成22年6月8日、火曜号より）

・ ・ 東洋療法研修試験財団 理事会・評議員会 ・ ・

財団法人東洋療法研修試験財団（大澤進理事長）の平成21年度第2回理事会と評議員会が3月18日、それぞれ東京・浜松町の世界貿易センタービルで開かれ、日盲連、笹川会長、日マ会、時任会長ら、関係団体を代表する理事・評議員がそれぞれ出席した。席上報告・協議された主な事項は（1）平成22年度事業計画案及び、予算案（2）公益認定法人への移行及び、その準備スケジュール（3）任期満了に伴う評議員の選任（理事会のみ）（4）新認定法人に移行する為の、移行に伴う選任委員会の設定及び、関係規則（5）第18回あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師国家試験の実施状況報告（発表は3月25日、財団事務局及び、厚生労働省）などであった（点字JBニュース平成22年3月19日、金曜号より）

・ ・ 第18回あはき師国家試験の合格者発表 ・ ・

第18回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験の合格者が3月25日、東洋療法研修試験財団から発表された。試験は、2月27、28の両日、全国56会場で行なわれた。

それぞれの受験者数、合格者数、合格率は次の通り。

「あん摩マッサージ指圧師」

受験 1,839 名、合格 1,563 名、合格率 85.0%（前年合格率 84.4% から 0.6 ポイント上昇）。

「はり師」

受験 5,283 名、合格 3,990 名、合格率 75.5%（前年合格率 78.7% から 3.2 ポイント下降）。

「きゅう師」

受験 5,262 名、合格 3,939 名、合格率 74.9%（前年合格率 78.4% から 3.5 ポイント下降）（点字 J B ニュース平成 22 年 3 月 29 日、月曜号より）

・ ・ 財団の理事会・評議員会が浜松町で開催 ・ ・

財団法人東洋療法研修試験財団の理事会、評議員会が、6 月 16 日、東京・浜松町の東京會館で開かれ、日盲連、笹川会長、本多理事、日マ会、時任会長、横川副会長らが、理事会、評議員会にそれぞれ出席した。各会合では平成 21 年度事業報告、決算を承認。又役員の退任に伴い、理事会では評議員の後任者を、評議員会では理事の後任者をそれぞれ選任。井澤宣義氏の後任として谷口和久氏が評議員に就任し、谷口氏の後任の理事に、杉山誠一氏が就任した。その他、報告された主な事項は次の通り。

- (1) 第18回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験の受験者数、合格者数、合格率(カッコ内の数字は晴眼者、視覚障害者の順)、「あん摩マッサージ指圧師」、受験1,839(1,199、640)、合格1,563(1,139、424)、合格率85.0%(95.0%、66.3%)、「はり師」、受験5,253(4,822、461)、合格3,990(3,746、244)、合格率75.5%(77.7%、52.9%)、「きゅう師」、受験5,262(4,821、441)、合格3,939(3,696、243)、合格率74.9%(76.7%、55.1%)。
- (2) 医道審議会が下した平成22年5月現在の、あはき関係の行政処分件数は、業務停止4件、免許取消12件(点字JBニュース平成22年6月18日、金曜号より)

・・盲目男性の口座から現金 詐欺容疑で逮捕・・

仙台南署は3月23日、従業員の盲目男性になりすまして、男性の銀行口座から現金を引き出したとして、いずれも仙台市太白区、マッサージ店経営、大蔵義光(63)、無職、末木和江(50)両容疑者を詐欺などの疑いで逮捕した。2人の逮捕容疑は2006年5月15日、マッサージ店に住み込みで働いていた盲目の男性(当時33)になりすますなどして、仙台市の銀行から50万円を引き出した疑い。同署によると、大蔵容疑者は「危ないから保管しておく」と言って、男性から通帳と印鑑を預かっていた。不審に思った男性が警察に相談して発覚した(点字JBニュース平成22年3月24日、水曜号より)

・ ・ 国立視力障害センター組織見直し ・ ・

厚生労働省が所管する全国4カ所の視力障害センター（函館、塩原、神戸、福岡）が、組織体系の見直しに伴い、2010年度から国立障害者リハビリテーションセンターの下に自立支援局として位置付けられた。尚、この内国立塩原視力障害センターは利用者の減少などにより、2012年度末で廃止される方針（点字JBニュース平成22年4月5日、月曜号より）

・ ・ 第10回WBUPマッサージセミナー開催 ・ ・

第10回WBUP（世界盲人連合アジア太平洋地域協議会）マッサージセミナーが、5月3日～5日、韓国ソウル市内のホテルを会場に開かれ、「交流を通じた新たな挑戦との出会いと自己研鑽の向上」をメインテーマに、記念講演、カントリーレポート、研究発表（28題）、実技講習（6カ国）などが行なわれた。参加者は、海外13カ国から120人、国内から300人、ボランティアなど運営関係者を含めると計550人に上った。日本からは日本盲人福祉委員会を中心に参加者を募り、WBUPマッサージ委員会副委員長の吉川恵士筑波大学准教授をはじめとする研究発表（9題）、実技講習などを行なう9人を含む14人が参加した。このセミナーは1991年の第1回（中国・西安）以来、今年で20年目を迎える。韓国で開かれるのは今回が初めてで、昨年末から韓国盲人連合と大韓按摩師協会が中心になって実行委員会を組織し、本格的に準備を進めてきた。

その成果は、参加者の規模だけでなく、会場における同時通訳（韓・英・日・中）の提供、約500ページに上る点字プログラムと資料集の配布など、これ迄にない充実ぶりに見られた。プログラムでユニークだったのは、最終日の5日午後、ソウル市内の別会場で開かれた健康博覧会に施術スペースを設置して、一般市民を対象に各国の視覚障害マッサージ師がデモンストレーションを行なったことであろう。日本からの参加者もブースに入ったが、日本按摩への関心が高く、参加者は疲れを忘れて2時間余りで1人10人以上に施術したという。こうしたイベントを通じて、一般市民に視覚障害者とマッサージ業を広く知ってもらおう、という韓国側主催者の意気込みがうかがえる。一方、セミナー第2日目の午後には、WBUPマッサージ委員会の理事会が開かれ、昨年の理事会で素案が提示された中国按摩管理センターが行なうWBUP地域各国からの希望者を対象とする中国按摩（推拿＝スイナ）の基礎講習プログラムが、来年4月から始まることが報告された。又、2012年の第11回セミナーは、マレーシアが開催することが決まった。最終日5月5日の夜は、インチョン空港近くの港から乗船した遊覧船で送別パーティーが開かれ、最後に参加者全員が上甲板に上がり、カウントダウンの掛け声を合図に、それぞれの願いをこめた風船を飛ばすと、数百の花火が打ち上げられ、華麗なフィナーレを飾った。（以上、指田忠司WBUP会長による報告）（点字JBニュース平成22年5月14日、金曜号より）

・ ・ 整体院で無免許治療 元経営者を逮捕 ・ ・

医師免許が無いのに整体院で電気治療をして重傷を負わせたなどとして、千葉県警環境犯罪課は18日、医師法違反と業務上過失傷害の疑いで、同県船橋市の無職、村田愛子容疑者（52）を逮捕した。同課によると、村田容疑者は、高校野球の甲子園出場常連校に出張治療して評判になり、全国から少なくとも45の高校の野球関係者が整体院を訪れていた。村田容疑者はあん摩マッサージ指圧師の資格も無かった。約15年前から整体院を1人で経営し、ひと月に延べ約120人が来院。電気治療は1人当たり15分程度実施するのが一般的とされるが、村田容疑者は約7時間行い、約7千円の治療費を受け取っていた（点字JBニュース平成22年5月19日、水曜号より）

・ ・ 日盲連秋田大会ではあはき協代議員会 ・ ・

日本盲人会連合の第63回全国盲人福祉大会秋田大会初日（5月19日）秋田市の秋田ビューホテルで、あはき協議会（久米清美協議会長）の代議員会が開催された。会議では平成21年度事業、決算報告を承認、引き続き平成22年度事業計画案、同予算案を審議決定した。役員改選では小川幹雄氏が新協議会長に就任、「今後のあはきの運動を活発にしたい」と語っていた（点字JBニュース平成22年5月21日、金曜号より）

・ ・ 杉山検校遺徳顕彰会が四百年記念式典開催 ・ ・

財団法人杉山検校遺徳顕彰会(和久田哲司会長)は5月30日、杉山和一生誕400年記念事業として、式典等を盛大に開いた。先ず午前は、東京都墨田区の江島杉山神社で記念の神事を行ない、その後、同区江東橋のすみだ産業会館レインボーホールに移動して、記念式典を開催。式典では、杉山検校賞等表彰と被表彰者による記念講演、最後に参加者ら200人による祝賀パーティーが行なわれた。顕彰会では現在、文化財保存の為の記念館建設募金を行なっているが、未だ目標額にほど遠いことから、各方面の一層のご尽力をお願いしたいとしている(点字JBニュース平成22年6月8日、火曜号より)

編集後記

編集部 時任 基清

日マ会の会員各位には申し訳無いことながら、会長業務の片手間仕事で編集作業を行なっているので、発行が遅れ勝ちとなり、又、拙劣な編集となります。以前は毎日新聞の辣腕記者、牧田克輔氏は専門家であったので、みごとであったものが、素人がやっとかつとやっているので、ご不満も多いかとは思いますが、今暫く我慢をお願いします。「公益社団法人格」を獲得した暁には、更に立派な機関誌を発行できるものと信じて、編集後記と致します。

以 上